

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程 平成16年4月7日 16経教規程34号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(休日) 第6条 職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。 一 日曜日 二～五 省略 2 省略 第7条～第8条 省略</p> <p>(休日の代休日) 第9条 学長は、第7条に規定する休日の振替ができない場合(別に定める場合に限る。)には、当該休日に代わり勤務することを要しない日(以下「代休日」という。)として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日(休日を除く。)を指定することができる。 2 削除</p> <p>(休日の振替及び代休日の手続) 第10条 休日の振替及び代休日の指定は、休日の振替簿、代休日指定簿により行うものとし、その振替及び指定については、できる限り職員の意向に沿うものとする。</p> <p>第11条 省略</p> <p>(所定労働時間以外の勤務) 第12条 職員は、業務の都合上必要があると認められるきは超過勤務又は休日に勤務を命ぜられることがある。</p>	<p>第1条～第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(休日) 第6条 職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。 一 日曜日(法定休日) 二～五 省略(現行どおり) 2 省略(現行どおり) 第7条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p>(休日の代休日) 第9条 学長は、第7条に規定する休日の振替ができない場合には、当該休日に代わり勤務することを要しない日(以下「代休日」という。)として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日(休日を除く。)を指定することができる。 2 削除 3 第1項の代休日の指定ができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。 一 出張等により当該週に振替できない場合 二 その他真にやむを得ないと認められる場合</p> <p>(休日の振替及び代休日の手続) 第10条 休日の振替及び代休日の指定は、休日の振替簿、代休日指定簿により行うものとし、その振替及び指定については、できる限り職員の意向に沿うものとする。 2 休日の振替は1日を単位とし、休日の代休日は半日又は1日を単位とする。</p> <p>第11条 省略(現行どおり)</p> <p>(所定労働時間以外の勤務) 第12条 職員は、業務の都合上必要があると認められるきは超過勤務又は休日に勤務を命ぜられることがある。</p>	

- 2 前項の規定により勤務を命ぜられた時間が、第3条第2項に規定する労働時間を通じて8時間を超えるときは、1時間の休憩時間（所定の労働時間中に置かれる休憩時間を含む。）を労働時間の途中に置かなければならない。
- 3 学長は、小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員が超過勤務時間を短縮することを申し出た場合には、当該職員以外の職員の基準より短いものとし、かつ、1月24時間、1年に150時間を超えないものとしなければならない。
- 4 学長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が請求した場合は、第1項の超過勤務又は休日に勤務を命じないものとする。

第13条～第15条 省略

（勤務しないことの承認）

第16条 職員は、次の各号の一に掲げる事由に該当する場合には、当該各号に掲げる期間、勤務しないことの承認を受けることができる。承認を受けた期間については有給とする。

- 一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律113号。以下「均等法」という。）第22条の規定に基づき、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員（以下「妊産婦である女性職員」という。）が、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことを承認された場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の所定の労働時間等の範囲内で必要と認められる時間
- 二 均等法第23条の規定に基づき、妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、勤務しないことを承認された場合 所定の労働時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
- 三 均等法第23条の規定に基づき、妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認された場合 所定の労働時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
- 四 労働時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された場合 1日の範囲

- 2 前項の規定により勤務を命ぜられた時間が、第3条第2項に規定する労働時間を通じて8時間を超えるときは、1時間の休憩時間（所定の労働時間中に置かれる休憩時間を含む。）を労働時間の途中に置かなければならない。
- 3 学長は、小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員が超過勤務時間を短縮することを申し出た場合には、当該職員以外の職員の基準より短いものとし、かつ、1月24時間、1年に150時間を超えないものとしなければならない。
- 4 学長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が請求した場合は、第1項の超過勤務又は休日に勤務を命じないものとする。

5 学長は、3歳に満たない子の養育を行う職員が請求した場合には、第1項の超過勤務又は休日に勤務を命じないものとする。

第13条～第15条 省略（現行どおり）

（職務専念義務の免除）

第16条 職員は、次の各号の一に掲げる事由に該当する場合には、職務専念義務の免除（以下「職専免という。」）について、当該各号に掲げる期間、承認を受けることができる。承認を受けた期間については有給とする。

- 一 保健指導職専免 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことを承認された場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の所定の労働時間等の範囲内で必要と認められる時間
- 二 通勤緩和職専免 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、勤務しないことを承認された場合 所定の労働時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
- 三 母体保護職専免 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認された場合 所定の労働時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
- 四 人間ドック職専免 労働時間内に人間ドックを受けることを承認された場合

<p><u>内で必要と認められる時間</u></p> <p>2 前項の事由により勤務しないことの承認を受ける場合には、あらかじめ職務専念義務の免除に関する願いに記入して申し出なければならない。</p> <p>第17条～第20条 省略</p> <p>(年次休暇の付与単位)</p> <p>第21条 年次休暇は、1日又は半日で取得することができる。ただし、<u>労基法第39条の定める法定付与日数を超えて付与する部分については1時間を単位として取得することができるものとする。</u></p> <p>2 年次休暇を1時間単位で取得する場合には、8時間をもって1日と換算する。</p> <p>第22条 省略</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第23条 病気休暇は、職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>三 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p>	<p><u>一の年度において1回、連続する2日の範囲内で必要と認められる時間</u></p> <p>2 前項の事由により勤務しないことの承認を受ける場合には、あらかじめ必要な証明書類を添付して、申し出なければならない。</p> <p>第17条～第20条 省略</p> <p>(年次休暇の付与単位)</p> <p>第21条 年次休暇は、1日又は半日で取得することができる。ただし、<u>当該職員の取得しうる年次休暇日数の範囲内において、一の年につき5日を限度として、1時間を単位として取得することができるものとする。</u></p> <p>2 年次休暇を1時間単位で取得する場合には、8時間をもって1日と換算する。ただし、<u>育児短時間勤務職員及び介護短時間勤務職員は1日の所定労働時間、日によって所定労働時間数が異なる場合は、1週間における1日あたりの平均所定労働時間数をもって1日と換算し、時間未満の端数がある場合には時間に繰上げるものとする。</u></p> <p>第22条 省略</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第23条 病気休暇は、職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 <u>病気休暇は必要に応じて、1日、1時間又は1分を単位として付与する。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一 <u>公民権行使休暇</u> 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>二 <u>証人等出頭休暇</u> 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>三 <u>ドナー休暇</u> 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p>	
---	---	--

<p>四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>イ 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる程度の規模の災害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県、若しくはこれに隣接する都道府県における生活関連物資の配付、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助等の被災者を支援する活動</p> <p>ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって学長が認めるものにおける活動</p> <p>ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助を行う活動</p> <p>五 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間</p> <p>六 分娩予定日から起算して6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間</p> <p>七 女性職員が出産(妊娠満12週以降の分娩をいう。以下同じ。)した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p> <p>八 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>九 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の2日以内</p>	<p>四 <u>ボランティア休暇</u> 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>イ 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる程度の規模の災害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県、若しくはこれに隣接する都道府県における生活関連物資の配付、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助等の被災者を支援する活動</p> <p>ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて学長が認めるものにおける活動</p> <p>ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助を行う活動</p> <p>五 <u>結婚休暇</u> 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間</p> <p>六 <u>産前休暇</u> 分娩予定日から起算して6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間</p> <p>七 <u>産後休暇</u> 女性職員が出産(妊娠満12週以降の分娩をいう。以下同じ。)した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p> <p>八 <u>保育休暇</u> 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>九 <u>配偶者出産休暇</u> 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日ま</p>	
---	--	--

<p>の範囲内の期間（日又は時間単位で付与する。）</p> <p>十 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育又は要介護状態にある家族と同居する職員が、その子又は家族の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子又は要介護状態にある家族の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において10日の範囲内の期間（日又は時間単位で付与する。）</p> <p>十一 職員の親族（別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>十二 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間</p> <p>十三 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、<u>休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</u></p> <p>十四 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき原則として連続する7日の範囲内の期間</p> <p>十五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>十六 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>十七 省エネルギーの推進による地球温暖化の防止及び職員の健康増進や心身のリフレッシュに資するために実施される夏季一斉休業の期間</p> <p>十八 職員の妻が出産する場合にあってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間（日又は時間単位で付与する。）</p>	<p>での間の2日以内の範囲内の期間（日又は時間単位で付与する。）</p> <p>十 <u>看護休暇</u> 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。）のため又は疾病の予防を図るために予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において10日の範囲内の期間（日又は時間単位で付与する。）</p> <p>十一 <u>忌引休暇</u> 職員の親族（別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>十二 <u>父母追悼休暇</u> 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間</p> <p>十三 <u>夏季休暇</u> 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、<u>休日、代休日及び第17号の夏季一斉休業を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</u></p> <p>十四 <u>災害復旧休暇</u> 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき原則として連続する7日の範囲内の期間</p> <p>十五 <u>災害時休暇</u> 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>十六 <u>危険回避休暇</u> 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>十七 <u>夏季一斉休業</u> 省エネルギーの推進による地球温暖化の防止及び職員の健康増進や心身のリフレッシュに資するために実施される夏季一斉休業の期間</p> <p>十八 <u>育児参加休暇</u> 職員の妻が出産する場合にあってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間（日又は時間単位で付与する。）</p> <p>十九 <u>介護休暇</u> 職員が要介護状態にある配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。</u>）<u>父母、子、配偶者の父母、及び職員と同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p>	
--	--	--

<p>2 前項（前項第13号は除く。）の日数及び週数には、休日を含むものとする。</p> <p>第25条 省略</p> <p>（病気休暇及び特別休暇の請求等）</p> <p>第26条 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿（病気休暇・特別休暇用）に記入して学長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第1項の請求をする場合において、必要に応じて、医師の診断書等を提出しなければならない。</p> <p>附 則 省略</p>	<p><u>一の年において10日の範囲内の期間（日又は時間単位で付与する。）</u></p> <p>2 前項（前項第13号を除く。）の日数及び週数には、休日を含むものとする。</p> <p>3 <u>第1項の特別休暇は必要に応じて、1日、1時間又は1分を単位として付与する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定に関わらず、第1項第9号配偶者出産休暇、第10号看護休暇、第18号育児参加休暇及び第19号介護休暇は、1日又は1時間を単位として付与するものとし、1時間単位で付与する場合には、8時間をもって1日と換算する。ただし、育児短時間勤務職員及び介護短時間勤務職員は1日の所定労働時間、日によって所定労働時間数が異なる場合は、1週間における1日平均所定労働時間数をもって1日と換算する。</u></p> <p>第25条 省略</p> <p>（病気休暇及び特別休暇の請求等）</p> <p>第26条 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿（病気休暇・特別休暇用）に記入して学長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 <u>一週間を超える病気休暇の請求をする場合は、医師の診断書等の証明書類を提出しなければならない。ただし、一週間を超えない場合においても、必要と認められる場合は、証明書類を提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>特別休暇の請求をする場合においては、必要に応じて、証明書類を提出しなければならない。</u></p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	
--	--	--

附 則（22 教規程第21号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。